

全日本空手連盟

組手競技

審判試験問題

解答用紙は試験官に返すこと。解答は全て解答用紙に記入すること。氏名、所属団体、番号、その他必要事項を解答用紙に記入のこと。

試験会場では、その他の用紙又は本を机上に置いてはならない。試験中、他の受験者と話したり、カンニングが発見された場合は、不合格となる。試験の手順等について不明な点又は質問がある場合は、試験官に質問すること。

筆記及び実技試験の結果は、所属する競技団体に送付される。

2019年1月

組 手 試 験

セクション1：正誤問題

全ての状況に当てはまる場合は答案用紙の“正”の欄に、そうでない場合は“誤”の欄に“X”を記入のこと。各問1点。

1. 競技場と安全域を合わせた大きさは、8メートル×8メートルである。
2. 競技者所属団体のエンブレムに関しては、大きさが8cm×12cmを越えなければ、空手着の左胸につけてもよい。
3. 空手着の上着は、太股の4分の3以上の長さでなければならない。
4. 空手着のズボンは、少なくとも脛の3分の2を覆う長さでなければならない。
5. 空手着の袖は、手首よりも長いものは認められない。
6. もし空手着の袖が長すぎ、時間内に適切なものに着替えることができなかった場合、主審は内側にまくりあげることが許可される。
7. 1つか2つの髪用の目立たないゴムバンド、又はポニーテールを結ぶ物の使用は許される。リボン、ビーズ、その他の装飾物は禁止される。
8. イヤリングの着用は、テープで覆えば許される。
9. 金属の歯列矯正器は、主審及び大会ドクターの許可があれば選手の責任において使用してもよい。
10. 試合開始前後、競技者は互いに正しく礼をしなければならない。
11. 団体戦において、コーチは試合中、対戦順位を変更してもよい。
12. 個人戦で競技者が負傷した場合、コーチがまず組織委員会に報告すれば補欠選手を出場させることができる。
13. 2つのチームの勝利者数が同じである場合、勝敗両方の点数を加え、勝者を決定する。
14. 2つのチームの勝利者数及び点数が同じである場合、決定戦が行われる。
15. 競技者が不適切な服装で競技場内に入った場合、直ちに出場資格を失うことはない。
16. 棄権による出場資格を失った競技者は、その種目のみに適用される。
17. 大会中、コーチは、公式IDカードを身につけることになっている。
18. シニア男子の競技時間は3分、女子、カデット及びジュニアは2分である。
19. メダル獲得に係るシニア男子個人の競技時間は3分、女子は2分である。
20. 21アンダー男子の競技時間は常に3分、女子は2分である。
21. 試合中に紐がちぎれても上衣を着替える必要はない。
22. 残心に僅かに欠ける上段蹴りに対し、1本を与えてもよい。何故なら、技術的に難しい技とみなされるからである。

23. 得点に値する中段蹴り及び突きの迅速なコンビネーションには、1本が与えられる。
24. シニア競技において、喉への軽微な“拳サポーターの接触”に対し、負傷がない限りウォーニング、又はペナルティを科す必要はない。
25. 股間部への蹴りに対しては、それが故意でない限りウォーニング、又はペナルティは科せられない。
26. カテゴリー1及び2のウォーニング、又はペナルティは、交差累積されることはない。
27. 残り15秒未満に先取が取り消された場合、その後双方の競技者に先取が与えられることはない。
28. 先取を得ている競技者が、残り15秒未満で闘いを避けたことによりカテゴリー2のウォーニングを受けた場合、その競技者は自動的に先取の利点を失う。
29. カテゴリー1の警告は、通常、相手の違反によって競技者の勝利の可能性を僅かに減少させた場合に科せられる。
30. カテゴリー1の反則注意は、直接科すことができる。
31. 反則注意は、相手の違反により競技者の勝利の可能性が著しく減少した場合に科せられる。
32. 先取を取り消すには、主審は先取の合図後まず適切なウォーニングを示す。その後、取りませぬの合図をし、副審の同意を得る。
33. 忠告、警告、反則注意はウォーニングである。
34. 反則は、深刻な規定違反に対し科せられる。
35. 失格となるのは、ウォーニングが科せられた後のみである。
36. 競技者が悪意のある行動を取った場合、反則ではなく失格が正しいペナルティである。
37. 競技者が悪意のある行動を取った場合、反則が正しいペナルティである。
38. コーチ又は選手以外の派遣団メンバーの行為が、空手道の名声及び名誉を汚すともみなされた場合、選手は失格となりうる。
39. 失格は、公式に宣言されなければならない。
40. 負傷を装った競技者がその行為を繰り返し行った場合、終身に亘る活動停止を含む最も重いペナルティの対象となる。
41. 得点とするには、5つの基準を満たしていなければならない。
42. 失格の場合、更なる制裁を科す必要があるとRCが判断した場合、理事会に報告する。
43. 副審2名が赤1本、別の副審2名が青1本を合図した場合、主審は双方に得点を与える。
44. “やめ”が宣告された後、副審3名が合図なし、もう1人の副審が青1本を合図した場合、主審は得点を与える。
45. 過度のコンタクトにウォーニングを科し、2度目の過度のコンタクトに同レベルのウォーニングを科すことはできない。

46. 一度ウォーニングを受けたコーチが妨害し続けた場合、主審は試合を止め、コーチに再度近づき競技場から退場するよう命じる。
47. 青が競技場から出たと同時に赤が得点した場合、得点とカテゴリー2のウォーニング又はペナルティが科せられる。
48. 競技者の体が競技場から押し出された場合、場外が科せられる。
49. 第10条に従い、競技者が倒れた場合、投げられた場合、又はノックダウンされ速やかに立ち上がることができなかった場合、主審は笛を吹き10秒のカウントダウンを始めるよう時計係に合図する。
50. “10秒ルール”に従い、競技者が完全に立ち上がり、主審が腕をあげた瞬間に時計係は時計を止める。
51. 競技者が倒れ、又は投げられ、又はノックダウンされ10秒以内に立ち上がることができなかった場合、自動的に競技出場が取り消される。
52. 競技者双方が同時に負傷し競技続行が不可能である場合、得点の多い競技者の勝利となる。
53. 主審が“やめ”を宣告する前に競技者が得点し場外に出た場合、場外とはならない。
54. 試合終了合図のベル以降、競技者にペナルティを科せられることはない。
55. ジュニア大会において、負傷（自らの不注意によるものでない）を伴う顔面、頭部又は首への技に対しては忠告されるか、又はペナルティが科せられる。
56. カデット&ジュニア大会において、負傷がない限り最も軽微な接触（“スキントッチ”）の上段蹴りは許される。
57. シニア大会において、上段突きによる軽微な接触は許される。又、上段蹴りに関しては大幅に許される。
58. カテゴリー1の反則により2度勝者となった競技者は、競技を続行することはできない。
59. 事務的な過ちがあった場合、競技者は監査に抗議することができる。
60. コーチの悪い態度は、その競技者の失格の要因とはならず、その試合からの退場とはならない。
61. 副審が得点を見極めた場合、即、旗で合図する。
62. 包帯の使用は、公式ドクターの承認があれば許可される。
63. 各競技の審判団は、主審1名、副審4名及び監査1名より構成される。
64. 競技開始後、競技者がマウスピースを使用していないことが判明した場合、その競技者は出場資格を失う。
65. 全ての号令及び宣告は、主審によって行われる。
66. 副審2名が同じ競技者に得点を合図し、主審がそれを誤りであると確信した場合、競技を中断する必要はない。

67. 副審3名が赤に得点の合図をした場合、主審がそれを誤りと確信した場合でも、競技を中断しなければならない。
68. 2名以上の副審が同じ競技者に得点を合図した場合、主審は競技を中断しなければならない。
69. 競技は主審の競技開始の合図で開始し、“やめ”を宣告した時点、又は時間終了時点で終了となる。
70. 組手競技の審判団は、主審、副審4名、監査及び記録係より構成される。
71. 競技者が足を滑らせ倒れた（胴体はマットに触れていない）瞬間に決まった相手の技は、1本に値する。
72. 競技者のコーチ又は代表者のみ、抗議（プロテスト）することができる。
73. 主審が競技終了の合図が聞こえなかった場合、監査は笛を吹く。
74. 競技規定の適用に関するプロテストは、試合終了後1分以内にコーチが告げなければならない。
75. 個人競技において、競技を自ら辞退した競技者には棄権が宣告され、相手に8ポイントが与えられる。
76. 残心とは、技をかけた後も残っている継続的な集中力である。
77. 整列前に主催者が安全具のチェックをしても、監査は規定に沿ったものであるかどうか確認する義務がある。
78. 競技場内の競技者は、場外にいる相手に技をかけることができる。
79. 「後しばらく」とは、残り競技時間15秒を意味する。
80. 「後しばらく」とは、残り競技時間10秒を意味する。
81. 喉へのスキンタッチは、シニア競技のみ許される。
82. 団体戦において競技終了時点で得点がなかった場合、主審は判定を求める。
83. 相手の攻撃のブロックに何度も失敗した後、過度の接触を受けた場合、無防備が考慮される。
84. 実際負傷した場合でも、それを誇張した競技者にはウォーニング、又はペナルティを科してもよい。
85. 背負い投げ、肩車投げなどの投げは、安全に着地できるよう相手を掴んでさえいれば許される。
86. 試合記録は、監査の承認を得たうえで公式記録となる。
87. 審判団が競技規定に反する判断を下した場合、監査は即、笛を吹く。
88. 連続技による息切れ、又は単に衝撃に反応しただけの場合（技が相手の得点に値する場合であっても）、ペナルティは科せられない。
89. 団体戦において、代表戦は行われぬ。
90. ドクターが負傷した競技者の手当てをしている際、主審が接触へのペナルティに関し副審と協議したい場合は、短時間副審と話すことができる。

91. カデット大会において、メンホーへの非常に軽微な接触は、得点となりうる。
92. 衝撃により息切れが生じた場合、試合を再開前に呼吸を取り戻す時間が与えられる。
93. 審判団が得点を見逃した場合、監査は、笛を吹く。
94. カテゴリー2の反則注意を受けた競技者が、軽微な接触を誇張した場合、反則が科せられる。
95. 反則注意は、負傷を装った場合に科せられる。
96. 反則は1回目の負傷の誇張に科せられる。
97. “やめ”の後、副審2名が青に有効を合図し、副審1名が赤に有効を合図した場合、主審は赤に得点を与えることができる。
98. 負傷を誇張した競技者には、直接反則を科すことができる。
99. 止めの合図後の技は、たとえ有効であっても得点とはならない。但し、違反した場合はウォーニング、又はペナルティが科せられることもある。
100. カデット組手において上段蹴りによる“スキントッチ”は、負傷がない限り許される。
101. 競技開始前、コート主任は競技者のメディカルカードを確認しなければならない。
102. チャート作成の段階で過ちが生じ、違う競技者が競技に出場した場合、その後変更することはできない。
103. ブザーの競技終了合図と同時に決まった技は、有効である。
104. 競技者が負傷し、その負傷の原因が負傷者自身によるもの（無防備）と判断された場合、主審は相手にウォーニング、又はペナルティを与えない。
105. 監査は、得点の有効であるかどうかなどの審判に関する案件に対し、投票権又は権限を持たない。
106. 背部への突きには、有効が与えられる。
107. 監査が場外を認め副審がそれに気付かなかった場合、監査は、主審に競技の中止を要請することができる。
108. 主審に従わない競技者には、反則が科せられる。
109. 主審に従わない競技者には、失格が科せられる。
110. 監査が競技規定違反に気付いた場合、主審に対し競技の中止を要請する。
111. 複合技において、最初の技が有効に値し、それに続く技がペナルティに値する場合、有効及びペナルティの両方が与えられる。
112. 競技者が滑り、倒れ、又はバランスを失い胴体がマットについたとき相手に得点された場合、相手に1本が与えられる。
113. 床に倒れている際に得点することは不可能である。
114. 競技者が全空連の認定品を着用していない場合、正式な物と交換するため1分間が与えられる。
115. 組手試合で負傷し10秒ルールで退場となった競技者は、形競技に出場することはできない。

116. 負傷した競技者が、大会ドクターによって競技続行が不可能とみなされた場合、その大会で再出場することはできない。
117. 競技終了後、競技場内にて競技者の行いが悪かった場合、主審は失格とすることができる。
118. 失格の際、監査は投票権を有する。
119. 男子団体組手競技において、1チームが3試合に勝利を得た段階で競技終了となる。
120. 女子団体組手競技において、1チームが2試合に勝利を得た段階で競技終了となる。
121. 競技者が相手を掴んだ後すぐに、技をかけなかった場合又は投げなかった場合、主審は“止め”を宣告する。
122. 副審が得点部位に技がかけられたかどうか確信できない場合、他の副審を支持してはいけない。
123. 空手道の名声及び名誉を傷つけるような行為を取った競技者には、反則が科せられる。
124. 競技者の行動が危険であり、禁止行為の規約を故意に破るものであるとみなされた場合、失格が科せられる。
125. 主審が得点を認め競技を中止したものの、副審4名の合図がなかった場合、主審は得点を与えることができる。
126. 明らかに規約違反が生じた場合、監査は競技を中止し主審に訂正を促す。
127. 副審2名が赤に有効、副審1名が青に技ありを合図し、主審が青に技ありを与えたい場合、主審は4番目の副審に意見を求める。
128. 判定の際、副審3名が赤に勝利を合図し、副審1名及び主審が青の勝利とみなした場合、主審は赤の勝利とする。
129. 副審が場外を認めた場合、適切な旗で床を軽く叩き、カテゴリー2の違反であることを合図する。
130. 副審1名が青の得点を合図した場合、主審は競技を止めなければならない。
131. 競技者が10秒以内に立ち上がることができなかった場合、主審は“棄権”を宣告し相手の勝ちとする。
132. 競技者が投げられ一部が場外に出た場合、主審は即“止め”を宣告する。
133. カテゴリー1又はカテゴリー2のウォーニング、又はペナルティに関し、主審が副審に同意を求めたものの、副審が主審を支持しない場合、監査は笛を吹く。
134. 競技者の診察は、コート場外で行われる。
135. 副審が旗の持ち手を間違えている場合、監査は笛を吹く。
136. 組手競技者は、マウスピースを使用しなければならない。
137. 投げの後、主審は得点するための時間として最大2秒間を与える。
138. 競技者が強い横蹴りで得点し、相手を場外に押し出した場合、主審は技ありを与え相手に場外のカテゴリー2のウォーニング、又はペナルティを科す。
139. 公式な異議申し立てがあった場合、抗議の結果がでるまでその後の競技を遅らせる。

140. 各副審は、安全域内のコート4隅に座る。
141. 副審2名（又は2名以上）が一方の競技者に得点を合図し、主審がこれを無視した場合、監査は笛を吹き旗をあげる。
142. 負傷を来した技に主審がポイントを与えた場合、監査は競技を中止するよう合図する。
143. 主審が“時間終了”ベルを聞き逃した場合、記録係は笛を吹く。
144. 競技者が投げられ、滑り、倒れ又は足が浮いた（胴体がコートに着いている状態）際に得点となった相手の技は、1本に値する。
145. 主審が失格を科す場合、副審を呼び短時間協議する。
146. 競技者が競技中に負傷し医療手当を必要とする場合、3分間が与えられる。その後、主審は競技者の競技続行が妥当であるかどうか、又はもっと時間を与えるべきかどうかを判断する。
147. 競技残り時間15秒未満で競技者がコート外に出た場合、最小限の警告となる。
148. 違う競技者に得点を与え、それを訂正する場合、主審は誤って得点が与えられた競技者の方を向き「取りません」の合図をし、次に相手に対し得点を与える。
149. 良くコントロールされた中段蹴りで得点し、次の突きで誤って相手の顔面に軽微な負傷を負わせた場合、技ありを与えウォーニングを科す。
150. 負傷した競技者が医療手当を受け、大会ドクターが試合続行可能とみなした場合、主審は大会ドクターの決定を無視することはできない。
151. 副審の合図がない場合でも主審は競技を止めることができる。
152. 競技が止められた時、副審1名のみ合図をした場合、主審は「取りません」を宣告し、競技を再開する。
153. 「戦いを避ける」というのは、時間を無駄にし相手が得点する機会を与えない状況をいう。
154. 団体戦の代表戦において、競技者双方が負傷し競技続行が不可能となり、その際の得点と同じであった場合、勝者は判定によって決定される。
155. 団体戦において競技者双方が負傷し競技続行が不可能となり、その際の得点と同じであった場合、主審は引き分けを宣告する。
156. 競技終了時間15秒未満の時点で、（同点にしようと懸命になっている）負けている競技者が場外となった場合、少なくともカテゴリー2の反則注意が科せられる。
157. 帯の下への技は、得点とはならない。
158. 肩甲骨への技は、得点となる。
159. 赤が誤って青の腰部を蹴り、青の競技続行が不可能となった場合、青の棄権となる。
160. 競技者がスタミナ不足のため明らかに息をきらしている場合、主審は競技を中断し回復するまでの時間を与える。
161. 一方の競技者が明らかに8ポイントリードした場合、勝者と宣告される。
162. 時間切れの時点で、点数の多い競技者が勝者となる。

163. カテゴリー1又はカテゴリー2のウォーニング、又はペナルティを求める主審の意見を副審がサポートしない場合、監査は笛を吹く。
164. 団体戦において一人の競技者が反則となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手の得点は8ポイントとなる。
165. 団体戦において一人の競技者が棄権となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手の得点は8ポイントとなる。
166. 団体戦において一人の競技者が失格となった場合、それまでの得点はゼロとなり相手の得点は8ポイントとなる。
167. 無防備のウォーニング、又はペナルティは、競技者自身の不注意により技が当たった場合、又は負傷した場合のみに科せられる。
168. 競技者自身の不注意により技が当たりそれを誇張した場合、無防備又は誇張のウォーニング、又はペナルティのどちらかが科せられる。
169. 競技者一方が優れた中段蹴りを出し相手にその足を捉えられた場合、得点とはならない。
170. 一方の競技者が6つの得点基準を満たした上段蹴りを出し、相手がそれを遮ろうと両手を上げ自分の手が顔に軽く当たってしまった場合、主審は蹴りが効果的にブロックされなかったと見なし1本を与える。
171. 競技者が2名いれば、男子団体組手に出場することができる。
172. 全空連認定の広告は、空手着の左袖につけられる。
173. 競技団体は競技者の空手着に広告をのせてはならない。
174. 棄権となった組手競技者は、その大会に再び出場することはできない。
175. 代表戦は、団体戦のみで行われる。
176. 主審が一方の競技者に得点を与え、他方の競技者に無防備を与えた場合、監査は旗をあげ笛を吹く。
177. 女子団体戦においては、競技者2名のみで競技に出場することができる。
178. 国内大会の場合、主審は競技者と同じ所属団体であってはならない。但し、副審1名は双方のコーチの同意があればよい。
179. 監査は、主審及び副審と共に並ぶ。
180. コーチは記録席に向かい、それぞれの側の安全域外に座る。
181. 主審が一方の競技者に得点を与え、他方の競技者に誇張のカテゴリー2を科した場合、監査は合図をする必要はない。
182. 団体戦において、審判団は各競技でローテーションを組む。但し、審判団のメンバーは有資格者であること。
183. 団体戦において、メダル獲得に係る各競技でのみ、審判団はローテーションを組む。
184. 主審は、安全域を含むコート上を自由に動き回ることができる。
185. 女子競技者は、胸当てが必要である。

186. 女子競技者は、ボディプロテクターがあれば胸当ては必要ない。
187. 赤・青帯に、名前の刺繍又はマークがあってはならない。
188. 赤・青帯への名前の刺繍又はマークは、形競技のみ許される。
189. 競技者は、名前の刺繍のない白の空手着を着用しなければならない。
190. メダル獲得に係る競技でのみ、名前の刺繍入り空手着を着用することができる。
191. 主審が得点、ウォーニング、又はペナルティを与える場合、少なくとも副審2名から同じ合図がなければならない。
192. 一方の競技者に対し、副審2名が他の副審2名と意見を異にする場合、主審が判断を下す。
193. 一方の競技者に対し副審2名が得点、他の副審2名がウォーニングを合図した場合、主審は監査に意見を求める。
194. 主審が競技を止める前は、副審は得点、又はウォーニングを合図してはならない。
195. 主審が得点、ウォーニング、又はペナルティを与える際は常に副審の意見を待たねばならない。
196. 一方の競技者に得点の異なる2旗があがった場合、低い方の得点を与えられる。
197. 一方の競技者に得点の異なる2旗があがった場合、高い方の得点を与えられる。
198. 一方の競技者に得点の異なる2旗があがった場合、主審は「取りません」を宣告する。
199. 止めの前に競技者が1つ以上の連続技で得点した場合、出された技の順番に係らず、副審は高い方の得点を合図する。
200. 団体戦において、代表戦でも無得点又は先取もなく同点の場合、判定により勝敗を決める。
201. 場外とは、競技者が相手を起因とせずに競技場外に出た場合をいう。
202. 後しばらくの宣告の後に逃げ回ったり、戦いを避けたり、時間を浪費した場合、反則注意が科せられる。
203. 不活動は、カテゴリー2の違反行為である。
204. 不活動は、カテゴリー1の違反行為である。
205. 止めの後又は時間終了後の技に対し主審が得点を与えた場合、監査は合図をする必要はない。
206. 有効は、1ポイントに値する。
207. 技ありは、2ポイントに値する。
208. 1本は、3ポイントに値する。
209. 各競技前に全ての競技者が認定品を使用しているかどうかを確認するのは、監査の役目である。
210. 各競技前に全ての競技者が認定品を使用しているかどうかを確認するのは、コート主任の役目である。

211. コーチは、競技者又はチームのIDカードと共に、自分のIDカードを記録席に提出しなければならない。
212. 技ありは、中段蹴りに与えられる。
213. 立っている、又は足が浮いている（胴体がマットに着いていない）競技者の7つの得点部位のいずれかに出された突き、又は打ちには有効が与えられる。
214. 1本は上段蹴り、及び投げられた相手・自ら倒れた相手への得点技に与えられる。
215. 個人戦には、引き分けが宣告されることもある。
216. 判断基準の1つに、競技者の戦術及び技の優越があげられる。
217. カテゴリー1の禁止行為は4つ、カテゴリー2では11ある。
218. 頭、両膝、又は両肘で攻撃をする振りをした場合、カテゴリー1の違反となる。
219. 警告は通常、相手の違反により競技者の勝利の可能性が大幅に減少した場合に科せられる。
220. 派遣団のヘッドコーチは、審判団のメンバーに対し、その判断について抗議することができる。
221. 組手試合におけるコートは、競技者の境界線をつくるため、中心から1メートル離れたマット2枚を**異色のマット**にする。
222. 空手衣の紐は結ばなければならない。
223. 試合の始め、紐なしの空手衣を着用してもよい。
224. 個人戦では、抽選後に競技者を変えることができる。
225. 決勝戦において、男子コーチはダークスーツ、シャツ、ネクタイを着用しなければならない。
226. 決勝戦において、女子コーチは濃い色のワンピース、パンツスーツ又はジャケット&スカートを着用する。
227. 決勝戦において、女子コーチは宗教上のヘッドウェアを着用してはならない。
228. スコアボードの表示に誤りがある場合、得点係はマッチエリアコントローラーを呼ぶ。
229. 各試合の合間、競技時間と同じ休憩時間は与えられない。
230. 不活動は試合終了までの時間が15秒をきった後は、科せられない。
231. 不活動は、試合終了までの時間が10秒をきった後に科せられる。
232. 場外に出た競技者に主審が得点を与えた場合、監査は旗をあげ笛を吹く。
233. 相手の腕または空手衣を片手で掴むことは、即座に得点技を試みた場合又は相手を倒そうとした場合は許される。
234. 試合中、両手で相手を掴むことは決して許されない。
235. ビデオレビューパネルのメンバーを指名するのは、コート主任である。
236. ビデオレビューパネルのメンバーを指名するのは、監査である。
237. 副審は、得点と場外のみ合図する。

238. 止めの後又は時間終了後の技に対し主審が得点を与えた場合、監査は旗をあげ笛を吹く。
239. 副審は、主審が表示したウォーニング、又はペナルティに対し意思表示をする。
240. 競技者が競技場外に出た場合、副審はカテゴリ－2を合図することができる。
241. 競技者が相手を掴んだ直後に技又は投げがなかった場合、主審は“止め”をかける。
242. 審判団のコンタクトに対するカテゴリ－1の度合いの判断が正しくない場合、監査は旗をあげ笛を吹く。
243. 競技者が掴んだ場合、主審は投げ又は技をかける時間として数秒与える。
244. 得点の有効であるかどうかなどの判断に関し、監査は投票権又は権限を持たない。
245. 主審は副審の意見がなくても、試合を止め得点を与えることができる。
246. 10秒ルールにおいて、主審が大会ドクターを呼ばない場合、監査は笛を吹き旗をあげる。
247. 勝試合数（先取による勝ち数を除く）の多いチームが勝者となる。
248. 赤・青帯の長さは、大腿部の4分の3以上あってはならない。
249. 女性コーチは、全空連が女性審判のために公認した宗教上のヘッドウェアを着用しても良い。
250. 審判団が技を得点とみなした際、負傷を装った場合のペナルティは、反則である。
251. 髪を1つに束ねるために使用する目立たないゴムバンドは、3つまで許される。
252. 棄権により出場資格を失うことは、その種目のみに適用され、他の種目への参加には影響を及ぼさない。
253. 選手は試合合間の休憩時間として、試合の標準時間と同様の時間を取ることができる。但し、防具等の色を変える場合は、5分が与えられる。
254. 如何なる試合においても、試合終了時に同点の場合、先取を取った選手の勝ちとなる。
255. 先取とは、合図前に相手よりも先に得点をする事である。
256. 合図前に双方の選手が得点した場合、先取は与えられず、引き続き先取のチャンスが与えられる。
257. 選手が倒れ、又は投げられ、又はノックダウンされ即座に立ち上がることができなかった場合、主審はドクターを呼ぶと同時に指で秒数を示しながら、10秒を数え始める。
258. 時計係は試合終了15秒前、聞き取れるように合図をし、主審は「後しばらく」を宣告する。
259. 後しばらくでの不活動に対し、主審がウォーニング、又はペナルティを与えた場合、監査は何も合図しない。
260. 個人戦では引き分けもあり得る。